

年末調整を受ける際の注意事項

令和7年分年末調整に係る各申告書は、正しく記載して提出されていますか？

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げや特定親族特別控除の創設などの改正が行われていますので、ご注意ください。

扶養控除等の誤りが後日分かった場合には、年末調整のやり直しなど(所得税及び復興特別所得税の追徴など)を行わなければなりません。

※ 基礎控除など、申告書を提出しなければ適用を受けることができない控除もありますので、提出漏れがないようご注意ください。

＜年末調整に係る申告書の記載事項チェック表＞

令和7年分年末調整に係る各申告書の記載事項に誤りがないか、次の表を参考にチェックしてみてください。

扶養控除等申告書 【記載例】  ☐ 控除対象扶養親族は、年齢16歳以上(平成22年1月1日以前生)の扶養親族ですか。 ☐ 老人扶養親族は、年齢70歳以上(昭和31年1月1日以前生)ですか。 ☐ その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」にチェックを付けていますか。 ☐ 特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生)ですか。 ☐ 扶養親族又は障害者に該当する同一生計配偶者があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その扶養親族等と生計を一にしているといえますか。 ☐ 控除対象扶養親族、障害者に該当する同一生計配偶者又は年齢16歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ58万円以下ですか。 ☐ 本年中に控除対象扶養親族等に異動があった場合(扶養親族等の所得要件の改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった場合を含みます)に、その異動内容の記載漏れはないですか。	配偶者控除等申告書 【記載例】  ☐ あなたの合計所得金額は1,000万円以下ですか。 ☐ 配偶者の収入が給与所得の場合に、配偶者の合計所得金額は、改正後の給与所得控除額を適用して計算されていますか。 ☐ 配偶者の合計所得金額だけでなくあなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。 ☐ 配偶者控除と配偶者特別控除との区分は正しくされていますか。 ☐ 老人控除対象配偶者は、年齢70歳以上(昭和31年1月1日以前生)ですか。 ☐ 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか(提示でも可)。 ※ 扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。
☐ 扶養控除の対象となる特定扶養親族と、特定親族特別控除の対象となる特定親族の判定は正しくされていますか。 ☐ 障害者に該当する(人がいる)場合に記載漏れはないですか。 ※ 障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。 ☐ 寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。 ☐ 住民税に関する事項に、年齢16歳未満(平成22年1月2日以後生)の扶養親族を記載していますか。 ☐ 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」(一定の場合にはこれに加えて「留学ビザ等書類」)及び「送金関係書類」(一定の場合には「38万円送金関係書類」)を添付していますか(提示でも可)。	特定親族特別控除申告書 【記載例】  ☐ 特定親族は、年齢19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生)で、合計所得金額が58万円超123万円以下ですか。 ☐ 特定親族の合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。 ☐ 特定親族が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか(提示でも可)。 ※ 扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。
基礎控除申告書 【記載例】  ☐ 合計所得金額の見積額は、他の勤務先から受けている給与や、給与以外の所得がある場合に、それらを合計していますか。 ☐ 給与所得金額の見積額は、所得金額調整控除や特定支出控除を控除していますか。 ☐ あなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。※昨年分と金額が異なります。	保険料控除申告書 【記載例】  ☐ 各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。 ☐ 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。 ☐ 一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。 ☐ 個人年金保険料にかかる契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか。
所得金額調整控除申告書 【記載例】  ☐ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額は850万円を超えていますか。 ☐ 「扶養親族が年齢23歳未満(平15.1.2以後生)」の要件にチェックを入れている場合、「扶養親族等」欄に記載した者は、23歳未満(平成15年1月2日以後生)で、合計所得金額が58万円以下ですか。 ※ 2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件にチェックを付けます(いずれの要件にチェックを付けても控除額は変わりません)。 また、1つの項目に該当する扶養親族が複数いる場合は、その扶養親族のうち、いずれか一人を「扶養親族等」欄に記載します。	☐ 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか。 ☐ 地震保険料と旧長期損害保険料との区別は正しくされていますか。 ☐ 社会保険料の金額に給料から差し引かれた社会保険料を記載していませんか。

こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です！

本年の途中で、

- 1 控除対象扶養親族であった家族の就職や結婚等により控除対象扶養親族の数が減少したとき。
- 2 あなたが障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することとなったとき。
- 3 同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。
- 4 扶養親族等の合計所得金額等の要件及び給与所得控除額の改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなったとき。